国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事会議規程

平成１８年３月２８日
１８規程第５０号

（目的）
第１条　この規程は、国立研究開発法人物質･材料研究機構会議・委員会規程（平成１８年３月２８日　１８規程第４９号）第２条第２項に基づき、理事会議（以下「会議」という。）の運営について定めることを目的とする。

（構成）
第２条　会議は、理事長及び理事をもって構成する。
２　監事は、会議に出席して意見を述べることができる。
３　会議の議長は、必要と認めた者を会議に出席させ、説明させることができる。

（議長）
第３条　会議の議長は、理事長とする。
２　理事長は、あらかじめ指名した理事に議長の職務を代行させることができる。

（招集）
第４条　会議は、議長が招集する。
２　前項に定める場合のほか、会議は、理事又は監事が招集することができる。

（開催）
第５条　会議は、原則として、毎週火曜日に開催する。
２　前項に定める場合のほか、議長は、会議を臨時に開催することができる。

（審議事項）
第６条　会議は、別表第１に掲げる事項について決議する。
２　緊急を要する事項であって、会議構成員の承認を得た場合には、会議の開催を省略し、書面又は電磁的方法により決議することができる。

（報告事項）
第７条　会議は、別表第２に掲げる事項について、報告を受ける。

（付議事項）
第８条　各部署は、付議事項があれば、原則として会議開催日の前日の正午までに経営企画室に資料を提出するものとする。
２　付議事項を担当する理事が出席できない場合は、当該付議事項については、原則として付議しないものとする。ただし、特別の事由によりあらかじめ当該理事の了承を得た場合は、この限りではない。

（事務）
第９条　会議の事務は、経営企画室が担当する。
２　経営企画室長は、会議の記録の作成及び保管の責に任ずるものとする。

（会議の記録の確認）

第１０条　会議の記録は、理事長及び理事の確認を受けるものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない場合は、議長及び当該議題の担当理事の確認をもって足りるものとすることができる。

（雑則）
第１１条　本規程に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附　則
１　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
２　理事会議規程（１３規程第１３号）は、廃止する。
附　則（平成１９年９月２８日　１９規程第５７号）
この規程は、平成１９年１０月１日から施行する。
附　則（平成２０年３月２５日　２０規程第２０号）
この規程は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則（平成２１年３月３０日　２１規程第５３号）
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則（平成２３年４月２７日　２３規程第２０号）
この規程は、平成２３年４月２７日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。
附　則（平成２３年６月２０日　２３規程第７５号）
この規程は、平成２３年６月２０日から施行する。
附　則（平成２３年７月２５日　２３規程第８１号）
この規程は、平成２３年７月２５日から施行する。
附　則（平成２４年　３月１２日　２４規程第６号）
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則（平成２７年　３月２４日　２７規程第９号）
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則（平成２８年４月２６日　２８規程第６１号）
この規程は、平成２８年４月２６日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。
附　則（平成２９年７月４日　２９規程第４１号）
この規程は、平成２９年７月４日から施行する。
附　則（令和３年４月２７日　２０２１規程第５５号）
この規程は、令和３年５月１日から施行する。
附　則（令和５年２月２８日　２０２３規程第２号）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（令和７年３月１１日　２０２５規程第２２号）
この規程は、令和７年４月１日から施行する。
附　則（令和８年３月３１日　２０２６規程第３８号）
この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１　審議事項
１　資本金の増加に関する事項
２　重要な財産の処分に関する事項
３　業務方法書に関する事項

４　中長期計画、年度計画、資金計画及び収支予算並びに財務諸表及び決算報告書に関する事項
５　利益の分配に関する事項
６　借入金に関する事項
７　理事の業務分担に関する事項
８　人事発令に関する重要事項
９　組織及び職制に関する重要事項
１０　訴訟、調停、和解等訴訟行為に関する重要事項
１１　人事、給与及び労務管理に関する重要事項
１２　他機関との研究協力に関する重要事項
１３　国際協力に関する重要事項
１４　規程等の制定及び改廃に関する重要事項
１５　契約に関する重要事項
１６　前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

別表第２　報告事項
１　業務の実施状況に関する重要事項
２　監事監査又は会計監査に関する重要事項
３　評価に関する事項
４　各種委員会の重要報告事項
５　労使間の交渉に関する重要事項
６　災害及び事故に関する重要事項
７　受賞に関する事項
８　前各号に掲げるもののほか、議長が会議に報告することを相当と認めた事項